

敷地内全面禁煙について

平成20年6月1日より、当院建物内を始め、駐車場（車中も含む）、駐輪場等を含む全ての敷地内において全面禁煙を実施しています。

タバコには、がん・生活習慣病等の原因となっているたくさんの有害物質が含まれております。また、平成15年5月から健康増進法が施行されたことにより、病院だけではなく様々な公共施設等において禁煙に関する取り組みが始まっています。

健康増進法には、「**多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない**」と規定されております。

当院においても、来院者（患者、その家族等）を「タバコの害」から守るため敷地内全面禁煙を実施しております。

来院される皆様には、趣旨をご理解のうえ、敷地内全面禁煙にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。



今治市医師会市民病院 院長